

令和 8 年度第 2 回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和 8 年 6 月 22 日（月）午後 2 時 28 分から午後 2 時 58 分まで

(2) 場 所

県庁 10 階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置等を定めることを適当とする旨、答申することを決定

(2) まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

→ 原案のとおり漁獲可能量の設定等を行うことを適当とする旨、答申することを決定

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について（協議）

→ 原案のとおり鹿児島県連合海区漁業調整委員会へ提出することを決定

(4) まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→ 意見なし

令和8年度第2回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和8年6月22日（月） 午後2時30分から

区 分	氏 名	出 欠
漁業者・漁業従事者委員	阿久根 金也	×
漁業者・漁業従事者委員	重 信 雅 彦	○
漁業者・漁業従事者委員	野 村 敬 司	○
漁業者・漁業従事者委員	小 崎 春 海	○
漁業者・漁業従事者委員	増 本 雄 二	×
漁業者・漁業従事者委員	大久保 光朗	○
漁業者・漁業従事者委員	山 下 伸 吾	○
漁業者・漁業従事者委員	鵜 瀬 芳 昭	○
漁業者・漁業従事者委員	川 畑 興 文	○
学 識 経 験 委 員	西 一 樹	○
学 識 経 験 委 員	篤 昭 仁	○
学 識 経 験 委 員	久賀 みず保	×
中 立 委 員	前 田 祝 成	×
中 立 委 員	前 田 圭 子	○
中 立 委 員	久保 源一郎	○

（出席者） 11人

（欠席者） 4人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係主事）	中 野 佑 姫 花
水産振興課漁業調整係水産技師	村 上 春 輝
水産振興課技術主幹兼漁業監理係長	柳 宗 悦
水産振興課漁業監理係技術主査	吉 田 悠 馬
水産振興課漁業監理係水産技師	柿 木 田 悠 人

－ 令和8年6月22日（月）午後2時28分開会 －

○板坂事務局長

少し時間が早いですが、出席予定者全員お揃いですので、ただいまより令和8年度第2回鹿児島海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員15名中11名の出席をいただいております、鹿児島海区漁業調整委員会事務規定第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に行うようにしてください。また、発言の際は、事務局がマイクを持ってきます。マイクがお手元に届いてから発言を行ってください。

本日は阿久根会長が欠席ということで、職務代理者であります重信委員の方に議長をお願いいたします。議事進行をお願いいたします。

○重信議長

議事に入る前に、すみませんけど、慣れない海区の議長ですので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事録署名者について私から指名することよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○重信議長

それでは今回は小崎委員と久保委員をお願いいたします。

早速議題1に入ります。

【議題1 知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について（諮問）】

○重信議長

議題1は「知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について」です。これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（中野主事）

水産振興課の中野です。議題1について説明いたします。

資料1の1ページを御覧ください。

本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

（諮問文）

水振第 263 号
令和 8 年 6 月 22 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において準用する第 42 条第 1 項の制限措置の内容等を別紙のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

2 ページを御覧ください。

始めに、1 番、刺し網（まだい・いさき流網）漁業について御説明します。こちらは、甕島漁協から新規許可の要望があったものです。

制限措置は記載のとおりで、同漁協所属の他の許可者と内容をそろえております。

当該漁業の許可の有効期間が今年の 8 月 31 日までのため、継続申請の有無について照会したところ、廃業予定が 3 隻、新規要望が 4 隻との回答でしたため、全体としては+1 であり、今回の新規許可を行ったとしても、資源状況、漁業調整上問題はないと考えています。

続いて、2 番、固定式刺し網のうち雑魚建網漁業について御説明します。

こちらは、鹿児島県漁協串木野支所から新規許可の要望があったものです。

制限措置は記載のとおりで他の許可者と内容をそろえております。

今回要望のあった 4 隻は、現在、「ヒラメ及び雑魚建網漁業許可」を所有していますが、ヒラメ以外も漁獲したいとのことで、「雑魚建網漁業」を取得したい意向です。

この 4 隻は、ヒラメ及び雑魚建網漁業許可は廃業予定であり、今回の新規許可を行ったとしても、資源状況、漁業調整上問題はないと考えています。

続いて、3 番、固定式刺し網のうちイセエビ雑魚建網漁業について御説明します。

当該漁業は、川内原子力発電所の周辺の共同漁業権から除外された区域において、イセエビを目的とした固定式刺し網漁業を営もうとするものです。

共同漁業権から除外された区域のため、毎年、九州電力と漁業者側で、発電所施設の管理運営に支障が無いよう、操業時期や操業統数等について協議を行っ

ており、協議が整った者について許可をしています。

本年においても、公示する漁業時期及び人数で協議が整う見込みで、許可すべき船舶の数は例年通り 26 隻となっています。

許可の有効期間は令和 8 年 8 月 21 日から同年 12 月 31 日で、申請すべき期間は令和 8 年 7 月 1 日から 7 月 31 日となっています。

4 ページにはイセエビ雑魚建て網漁業の操業区域、5 ページ以降に参考資料を掲載しておりますのでお目通し願います。

最後に、3 ページの、あさひがにかかり網漁業です。

こちらは、内之浦漁協から新規許可の要望があったものです。制限措置は記載のとおりで、他の許可者と内容をそろえております。当該漁業の許可の有効期間が今年の 8 月 31 日までのため、まだい・いさき流網漁業と同様に、継続申請の有無について照会したところ、継続予定が現在と同じ 5 隻、新規要望が 1 隻との回答でしたため、全体としては+1 であり、今回の新規許可を行ったとしても、資源状況、漁業調整上問題はないと考えています。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願います。

○重信議長

ただいま県からの説明が終わりました。御意見、御質問のある方はいらっしゃいませんか。

○小崎委員

あさひがにかかり網漁業はどういう漁法なんですか。

○事務局（村田事務局次長）

あさひがにかかり網の漁法ですけど、丸い網の中に真ん中ぐらいに餌が置いてあって、乗っかってきて動けなくなっとかかってくるという感じ。

ちょうどあの扇風機の羽の周りのカゴの大きさぐらいの網をたくさん投げ入れていって、一晩ぐらい置いてあげるような漁法です。

○篤委員

一晩じゃかからないですね。

あさひがにが砂に潜って、目だけ出して、上を見てるんですよ。

餌がぴらぴら落ちてきて、飛び乗る。あさひがにってトゲがいっぱいあるからすぐ網にかかるんですよ。

○小崎委員

ありがとうございます。

○重信議長

よろしいですか。それでは他に質問のある方はいらっしゃいませんね。

特に意見がないようですので、議題1の「知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について」は、原案のとおり定めることが適当である旨、答申してよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○重信議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題2 まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）】

○重信議長

続きまして、議題2は「まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について」です。これも、諮問事項です。

県執行部からの説明をお願いします。

○事務局（柿木田水産技師）

水産振興課の柿木田です。座って説明させていただきます

お手元の資料2を御覧ください。まず本案件は諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。

(諮問文)

水振第239号
令和8年6月9日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和8管理年度における
鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を別紙1のとおり定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第2項に基づき貴委員会の意見を求めます。

また、同管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第5項において準用する第2項に基づき貴委員会の意見を併せて求めます。

それではめくっていただいて別紙1を御覧ください。「まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について」ということで、まずこの令和8管理年度といいますのが、令和8年の7月から令和9年の6月までを指す年度となっております。

1番「県に配分された漁獲可能量」ですが、県全体で8,200トンという枠が今回示されており、それを2番の県資源管理方針の配分方法に基づいて配分をいたします。

具体的な配分数量としましては、本県に配分された8,200トンの内、9割となる7,380トン中段の表に示す、まき網漁業とその他漁業における漁獲実績の3ヵ年平均比率、まき網漁業が88.6%、その他漁業11.4%にそれぞれかけまして、3番の表にある設定案のとおり、まき網漁業が6,500トン、その他漁業が目安数量として880トン、県留保枠が残りの820トンということで按分しようと考えております。

今後は関係する漁業調整委員会の方に諮問、答申をいただきまして、農林水産大臣の承認を経て、県公報によって告示をしたいと考えています。

続きまして別紙2を御確認ください。こちらは県の知事管理漁獲可能量の変更の取り扱いについて、事前に皆さまの意見を聞くための資料となっております。

資料の中段に県の資源管理方針別紙の抜粋を記載しておりますが、その二段落目にある「予め鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更する」とある「あらかじめ定めた方法」を2番にある具体的な取り扱いに示すとおりとしようと考えております。

まず、大きく2パターン変更があると考えておりまして、1つ目が(1)本県への追加配分または他県から融通を受ける場合です。

この場合は、先ほどお話ししたまき網漁業が88.6%、その他漁業11.4%といった、当初に漁獲可能量管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配

分します。なお、現行水準についても同様な対応しますという考え方です。

次に(2)他県等へ融通する場合。これについては、配分を受ける方の同意があった場合、その合意があった数量を減らしまして、県留保枠に移します。その後、農林水産大臣に届け出て、国等と手続きを行っていくことを考えております。

そして、(3)海区委への報告です。(1)、(2)の融通もしくは配分を受けた場合、まず県のホームページもしくは、県の公報で公表しまして、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告をさせていただくと考えております。

最後にその他ですが、先ほどお示しした(1)、(2)以外の変更する場合については、鹿児島海区、熊毛海区両会長の意見を聞いてから変更を行うようにしようと考えております。

なお、この取り扱いについては、令和7管理年度も同様の考え方で執行しております。令和8管理年度においても、その方向性というのは変わっておりません。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○重信議長

県からの説明が終わりましたが、ただいまの説明について御意見、御質問はないですか。

○篤委員

一点ちょっと確認させてください。配分方法についてなんですけども、今、別紙2の説明がございましたが、具体的な取り扱いのうちの県に追加配分された時の場合なんですけど、例えば、まき網漁業が、数量がオーバーになりそうな状況になって、他の県から配分を受けたとき、やはりその他の分もこの按分した比率で分けるということなんですか。

○事務局（柿木田水産技師）

御質問ありがとうございます。その認識のとおりです。その他の方にも配分が行われることとなります。

○重信議長

僕からいいね。もしですよ、その他が余ってて、まき網が全然足りないという場合も同じような配分をするのかな。そういうところも篤委員は聞きたいんだと思うけど。要は、県内の枠でも調整することもあるっていうのをみんな認識した方がいいのかな。

○事務局（吉田技術主査）

御質問ありがとうございます。そのような場合も往々にして、本県はなかなかその枠を現状ですね、ここ近年使い切るということがないので、なかなか起こり得ないパターンではあると思うんですが、そういった場合はですね、特段ここに定めてはないので、その他の漁業ですね、含まれているところとしては、県内のすべての漁協さん、また、棒受網も含まれていますので、敷網協会であったり、そういったところに意見をお諮りしつつ、合意が得られた範囲内で、関係海区に諮問して変更を行っていくという流れになるのかなと思います。この具体的な取り扱いの中で、この知事管理区分間での、この枠の融通というところも定めていけば、そこについても事後報告で対応ができるといったような形になるのかなど。例えばクロマグロでもそういった取り扱いをしているところですので、今後その取り扱いのパターンの追加については検討していきたいと考えているんですが、ここ数年の実績から見て、なかなか管理区分間での融通というのは起こりえないので、特段現状はですね、その取り扱いについては定めていないというところになります。

○重信議長

篤委員、よろしいですか。

○篤委員

はい。

○重信議長

ほかに御意見、御質問はないですか。

○小崎委員

さばは、7月でしたよね、始まりが。

6月以前の消化率っていう意味で、今年是不漁だというお伺いするんですけど、何パーセントぐらいなんですか

○事務局（柿木田水産技師）

御質問ありがとうございます。6月10日時点の速報値になるのですが、県全体ですと、現在約6,162トン漁獲されていて、これが消化率で言いますと、54.5%になります。

数量明示しているまき網の方に関しては、6月10日時点で約5,500トンと

なっていて、消化率で言いますと、64.8%となっています。以上です。

○小崎委員

ありがとうございます。

○重信議長

よろしいでしょうか。それではほかに質疑がないようですので、議題2の「まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について」は、原案のとおり定めることが適当である旨、答申してよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○重信議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題3 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について（協議）】

○重信議長

議題3は「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について」です。これは、協議事項ですので、県執行部からの説明をお願いします。

○事務局（中野主事）

水産振興課の中野です。座って説明させていただきます。

議題3「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について」です。

1 ページ目をお開きください。全国海区漁業調整委員会連合会では毎年、国への要望活動を行っております。要望活動までの流れを1に記載しております。

まず、5月に県連合海区事務局にて要望事項の事務局案を作成し、6月に鹿児島、熊毛、奄美大島海区へ要望事項について協議していただきます。3海区で協議した結果をもとに、7月の連合海区で要望事項案を協議し、議決された後、九州ブロック協議会へ提出します。10月に九州ブロック会議で協議し、全漁調連へ提出、翌年5月の全漁調連総会で要望事項が決定され、秋頃に要望活動が行われます。

2に要望事項案を3つ列挙しております。内容につきましては、3ページから5ページに記載しております。3ページをお開きください。1つ目の提案議題は

「大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について」です。要望内容については、「1 鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。」「2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。こと。」の2点としております。

4 ページをお開きください。2つ目の提案議題は「日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について」です。要望内容については、「1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。」「2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。」「3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。」「4 日本漁船の安全な操業を確保すること。」の4点としております。

5 ページ目をお開きください。3つ目の提案議題は「太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について」です。要望内容については、「1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠がさらに拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。」「2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。」の2点としております。

以上の3つの要望事項は昨年度も同様の内容になっております。

資料は1 ページにお戻りください。3の協議内容についてです。ただいま説明しました3つの要望事項について、県連合海区事務局案のとおり要望するかどうかに加えて、国への新規要望事項がないか協議していただきたいと思えます。また、10月22、23日に開催される九州ブロック会議で話題提供したい項目や議論したい項目がないかを協議していただきたいと思えます。

なお、全漁調連事務局においては、国への要望事項について、項目数の増加や内容の重複等を踏まえ、令和9年度要望に向けた整理・見直しを進めているところです。本県でも、各海区からの回答をもとに、整理・見直しを行い、7月の連合海区で諮りたいと考えており、文言の軽微な修正や、文章の圧縮等を行う可能性がありますので、その旨ご了承ください。

なお、資料の7ページ以降に、7月2日に行われる今年度要望活動の要望書を添付しておりますので、お時間あるときにお目通しください。

それでは、御協議のほどよろしくお願いいたします。

○重信議長

それでは、県からの説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はございませんか。特に意見がないようなので、議題3「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について」は、原案のとおり承認することよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○重信議長

それでは、そのように決定いたします。

【議題4 まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

○重信議長

議題4は「まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」です。これは報告事項ですので、県からの報告をよろしく願いいたします。

○事務局（柿木田水産技師）

水産振興課の柿木田です。座って説明させていただきます。

お手元の資料4を御用意ください。

表紙をめくっていただいたところが説明資料となります。

まず、今回変更に至った理由ですが、一つが大中型まき網漁業へ2,000トン融通したものの、もう一つが関係者合意に基づく追加配分を受けたものとなっております。

今回は、短期間に前述の2回変更がございましたので、まとめて報告いたします。

まず、1つ目の変更である大中型まき網漁業への融通ですが、鹿児島県旋網漁業協同組合の合意のもと、「まき網まさば及びごまさば漁業」から2,000トンの融通を行いました。

この融通により、鹿児島県の漁獲可能量は10,000トンになりました。

その後、数量明示関係者の合意に基づき、国から1,300トンの追加配分があり、県全体の漁獲可能量は11,300トンとなりました。

変更後の配分が4番のとおりとなっています。

追加配分のあった1,300トンの9割に当たる1,170トンを当初配分比率である旋網88.8%、その他漁業11.2%で按分し、変更後はまき網漁業が8,600トン、

その他漁業が 1,370 トン県留保枠が 1,330 トンとなりました。

今回の変更については、県内関係者あて報告済みとなっています。以上で報告を終わります。

○重信議長

県からの報告は終わりましたが、ただいまの報告について御意見、御質問等はありませんね。

それでは、議題 4 は報告事項なのでこれで終了とします。

○重信議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かありますか。

それでは、事務局から何かありますか。

○事務局（中野主事）

水産振興課の中野です。

先ほど議題 3 にありました、全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議についてですが、開催場所は、九州各県持ち回りでして、今年度は鹿児島県で開催されます。開催日は、今年の 10 月 22 日（木）と 23 日（金）を予定しています。1 日目にブロック会議、2 日目に現地視察を予定しております。1 日目の夜には、懇親会も予定しております。会長をはじめ、委員の皆様方も、ぜひ御都合がございましたら、御出席いただけますと幸いです。開催通知は、8 月頃送付させていただきます。以上です。

○前田（圭）委員

現地視察はどこでするんですか。

○事務局（中野主事）

現在調整中でして、未定です。

○重信議長

都合のつく方は、皆さん出席してください。

それでは、ほかにありませんか。

○事務局（村田事務局次長）

もじゃこの漁業許可についてなんですけど、6 月 23 日、明日をもちまして、採捕終了という形にしたいと考えておりますので、御報告申し上げます。

鹿児島県内の許可については、7,698,000尾採捕計画尾数がございますが、充足率としては72.2%でございました。あわせて、大分県についても同日で採捕停止をかけます。大分県の方は、本県海域では採捕実績はなかったということで、大分県の許可としての実績としましては、2,702,000尾、充足率で55.1%ということで、概ねこの数字で終了するということでございます。以上でございます。

○重信議長

今、県から説明がありましたけど、質疑はないですね。

ないようですので、それでは第2回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。本当にありがとうございました。慣れない議長で申し訳ない。御苦勞さんでした。

○板坂事務局長

ありがとうございました。以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

— 令和8年6月22日（月）午後2時58分閉会 —